

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年11月28日（平成29年（行情）諮問第457号）

答申日：平成30年10月30日（平成30年度（行情）答申第295号）

事件名：外国人家事支援人材の活用等に関する国家戦略特区ワーキンググループの配布資料等の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、国家戦略特区ワーキンググループの配布資料、議事要旨のうち非公表となっている外国人家事支援人材、外国人農業支援人材の活用に関する関係省庁からのヒアリングで配布された資料及び議事要旨（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その全部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、内閣府地方創生推進事務局長（以下「処分庁」という。）が行った平成29年8月8日付け府地事第1105号による不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 安倍総理は参議院予算委員会において「それらの文書の記載をめぐり国民の皆様から大きな疑念を、国民の皆様から大きな疑念を抱かれた、この原因を冷静に分析をしてみますと、内閣府と文部科学省の間で様々な省庁間の調整が行われたわけではありますが、これは直接行われておりまして、第三者が加わっておりません。当事者の間だけで言った言わないの水掛け論になっているわけでもあります。こうした省庁間の直接のプロセス、調整プロセスが透明性に欠け、国民的な疑念を招く大きな要因であったと考えております。

国家戦略特区（国家戦略特別区域を指す。以下「国家戦略特区」ともいう。）制度の運営は、もとより政府だけでなくこの第三者である民間議員が加わった諮問会議やワーキンググループで議事も全て公開するオープンな形で議論を行っております。そういう仕組みで

ありまして、民間議員が入る諮問会議、そしてまた、民間の専門家によって、これも交えて、民間人によって構成されるワーキンググループ等において議事録を残してオープンに議論をしているという透明性の高い仕組みになっており、これが岩盤規制改革の大きな原動力となっておりますが、省庁間の細かい点の調整も含め、更なる透明性の向上に向けて運用強化を検討していきたいと思っております。」  
(本年(平成29年を指す。)7月25日)と答弁している。

安倍総理はワーキンググループでの議事も全て公開してオープンに議論を進めると述べ、そして、ワーキンググループなど以外の場での省庁間の調整プロセスでさえ今後、さらなる透明化を図る旨答弁をしている。

イ ところが、総理の説明と違って外国人家事支援人材、外国人農業支援人材に関する省庁ヒアリング(以下、単に「ヒアリング」ともいう。)については全く議事要旨もワーキンググループに提出された資料とも全く公表されていない。また、内閣府が特定国会議員に提出した資料によると外国人家事支援人材に関する省庁ヒアリングについては、全てが非公表と決定されており、総理の説明と全く逆の事態となっている。

ウ 総理の答弁の趣旨や法が「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資する」(法1条)ことを目的とし、「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」(法6条)と行政機関の長に対して強い義務を課していることから考えると部分開示さえ行わず一律不開示としたのは、容認できない。

エ 外国人家事支援人材、外国人農業支援人材については既に規制緩和が実施済みである。当時どのような懸念が各府省から出されてどのように解決されたのか検証が、規制緩和の是非を議論するにあたって必要である。ヒアリングが実施された当時は公表できなかったとしても、その後の事態の推移で公表できるものもあるはずである。ワーキンググループ等での規制官庁の主張は公表して白日の下でその規制の是非を議論する、それこそが規制緩和に資するという主張をワーキンググループの座長や諮問会議の民間議員はしており、政府もその主張を肯定していたはずである。であるならばできるだけ公表を行うというのが制度の趣旨にもかなうはずである。

オ 仮に議事要旨等の内容について法5条5号に該当し不開示が認められるとしても、出席者氏名の開示については、議事要旨等の部分開示をすれば足りるのであって法6条に照らして不開示は認められない。

(2) 意見書(添付資料は省略)

ア 対象文書の特定の妥当性について

2017年11月27日付け、内閣府による理由説明書(下記第3。以下同じ。)の2ページ目、3(1)(下記第3の3(1)。以下同じ。)の第一段落において審査庁は本諮問の理由説明書で議事要旨を特定した旨を述べている。また同ページ3(1)の二段落において、議事要旨以外の資料がない旨を述べている。

しかし、これらは以下述べる通り、事実関係において重大な誤りが含まれていると考える。

特定年月日Aに内閣府地方創生推進事務局の特定職員が特定国会議員に対して、非公開の決定が行われた国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングの議事要旨及び議事録については作成していないことを明言(審査請求人も同席)。その後、特定年月日Bに特定国会議員事務所に勤務する審査請求人に対して内閣府職員は同趣旨の説明を繰り返している。

この説明を前提とすると開示請求にかかるワーキンググループヒアリングのうち③(本件請求文書の別添の一覧のうちの③の番号を付したものを指し、別紙の2の③のヒアリングに係る配布資料及び議事要旨がこれに該当する。以下同じ。)以外について、議事要旨は非公表とする旨の決定が行われていることは特定年月日Cに閣議決定された特定国会議員の質問主意書に対する答弁書(特定文書番号。以下「答弁書」という。)によって明らかである。

一方、内閣府は外部に委託をしてワーキンググループヒアリングの逐次語録を作成しており議事要旨が完成すれば廃棄をする旨の説明をしているが、非公表の決定がなされ議事要旨の作成が行われていないものについては逐次語録は廃棄していない旨を特定年月日Bに審査請求人に対して説明している。また、議事要旨が作成されていないものについては出席者の情報も議事要旨の作成に必要なため全てではないが残っている旨を説明している。

つまり、特定職員や内閣府の説明が正しいとすると③以外について議事要旨は作成されておらず特定することができないこと、一方で逐次語録など議事内容が分かるものが内閣府に存在することは明らかである。また、出席者の情報についても内閣府内に残っている可能性が高い。

また、議事要旨が公表はされていないが、議事要旨を非公開とする

旨の決定がなされていない③についても先の答弁書の答弁を前提とするならば、発言者による議事要旨の確認が終わっていないため議事要旨の公開に至っていないことを考えると、逐次語録や出席者、発言者の記録は内閣府に残っている可能性が高いと言わざるを得ない。

なお、このような事実関係において重大な誤りを放置した審査を行った審査庁は、適正な事務を行う能力を有するか、もしくはまじめに審査を行うつもりがあったのかどうか疑念をいだかざるを得ない。

#### イ 不開示情報該当性について

##### (ア) ③について

「答弁書」によれば議事要旨を非公開とする旨の決定をした事実がなく、非公開の決定を前提とした③の議事要旨の不開示の結論は失当である。また、③の配布資料については、議事そのものが非公開との決定がなされておらず、「答弁書」によると配布資料を公開しない旨の決定を行ったか否か記録が残っておらず、非公開の決定を前提とした不開示の結論は失当である。

##### (イ) ③以外について

配布資料について「答弁書」によると非公開と決定したか否かについて記録が残っておらず、非公開の決定を前提とした不開示の結論は失当である。

議事要旨、議事が分かる資料について、内閣府は法5条5号に該当すると主張するが、本請求に係る規制緩和提案については既に政府として意思決定がなされ、国家戦略特区において規制緩和が行われている。理由説明書では今後の同種の特例措置を定める上で政府内での自由かつ達な意見交換が妨げられるおそれがあるとしているがワーキンググループヒアリングへの出席者は規制を所管する各府省を代表しているであり、提案されている規制緩和の是非について規制を所管する専門的立場から議論を尽くすことが職務上求められているのであり、政策決定後に開示がなされても、その後のヒアリングでの自由かつ達な意見交換が妨げられるとはいえない。さらに、そもそも公開されることを前提していない法律案や政省令案、その他の閣議決定案の内閣法制局と各府省との協議内容を記した資料も開示がなされていることを考えれば、同様に開示されるべきものである。

法5条6号柱書きにも該当する旨主張するが、そもそも同号柱書きのおそれは、単なる確率論的なおそれではなく法的保護に値する蓋然性が必要とされている。ワーキンググループヒアリングの各府省からの参加者は座長との信頼関係があるから発言をしているの

ではなく、先に述べたように規制を所管する専門的立場から議論を尽くすことが職務上求められているからであり、政策決定後に開示がなされても、その後のヒアリングでの自由かつ達な意見交換が妨げられるとはいえない。

なお、ヒアリング出席者について過去の議事要旨を見ると表紙に本文と明確に区別されて記載されている。法6条1項は不開示情報を除いた開示義務を定めていることから考えると不開示の結論は不当である。

最後に内閣府の理由説明はとどのつまり、座長が公開しないと決めたら、それが全てと言っているに等しい。法はこのような恣意的な判断を許容しないはずであり、適正な審理を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

平成29年8月25日付けで提起された処分庁による原処分に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであるとする。

#### 1 本件審査請求の趣旨及び理由について

##### (1) 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁において原処分を行ったところ、審査請求人から、部分開示さえ行わず一律不開示としたのは、容認できないとして審査請求が提起されたものである。

##### (2) 審査請求の理由に記載された本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

ア 外国人家事支援人材、外国人農業支援人材に関する省庁ヒアリングについては、議事要旨もワーキンググループに提出された資料も全く公表されていない。

イ 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区別して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」（法6条）と行政機関の長に対して強い義務を課していることから考えると部分開示さえ行わず一律不開示としたのは、容認できない。

ウ 外国人家事支援人材、外国人農業支援人材については既に規制緩和が実施済みである。

エ 仮に議事要旨等の内容について法5条5号に該当し不開示が認められるとしても、出席者氏名の開示については、議事要旨等の部分開示をすれば足りるのであって法6条に照らして不開示は認められない。

#### 2 本件開示請求及び原処分について

処分庁においては、「国家戦略特区ワーキンググループの配布資料、議事要旨のうち非公表となっている外国人家事支援人材、外国人農業支援人

材の活用に関する関係省庁からのヒアリングで配布された資料及び議事要旨または、議事内容がわかるもの、出席者氏名（全員）がわかるもの（別添の一覧のうち①～⑪の番号を付けたもの。その内容は別紙の2に掲げる各ヒアリングに係る配布資料及び議事要旨。以下、各ヒアリングを「①のヒアリング」ないし「⑪のヒアリング」という。）閲覧をしたうえで必要な資料の謄写，コピーを求めたい。」との開示請求に対し，以下のとおり不開示とする原処分を行った。

- (1) 「国家戦略特区ワーキンググループの配布資料，議事要旨のうち非公開となっている外国人家事支援人材，外国人農業支援人材の活用に関する関係省庁からのヒアリングで配布された資料及び議事要旨」は，公にすることにより，外部からの圧力や干渉等の影響を受けること等により，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを理由に法5条5号に該当することとし不開示とした。
- (2) 「国家戦略特区ワーキンググループの配布資料，議事要旨のうち非公開となっている外国人家事支援人材，外国人農業支援人材の活用に関する関係省庁からのヒアリングの議事内容がわかるもの，出席者氏名（全員）がわかるもの」は，議事要旨以外に作成，取得しておらず，保有していないため不開示とした。

### 3 原処分の妥当性について

#### (1) 本件対象文書の特定の妥当性について

「国家戦略特区ワーキンググループの配布資料，議事要旨のうち非公表となっている外国人家事支援人材，外国人農業支援人材の活用に関する関係省庁からのヒアリングで配布された資料及び議事要旨（別添の一覧のうち①～⑪の番号を付けたもの。その内容は別紙の2に掲げる各配布資料及び議事要旨。）」については，当該テーマに関して開かれたワーキンググループヒアリングの配布資料及び議事要旨を特定したところである。

また，「国家戦略特区ワーキンググループの配布資料，議事要旨のうち非公表となっている外国人家事支援人材，外国人農業支援人材の活用に関する関係省庁からのヒアリングの議事内容がわかるもの，出席者氏名（全員）がわかるもの（別添の一覧のうち①～⑪の番号を付けたもの）」は，議事要旨以外に作成，取得しておらず，当該文書は保有していない。なお，念のため執務室，書庫，机及び共有フォルダ内のデータ等の探索や当時の関係職員への聞き取りを行ったが，該当する文書の存在を確認できなかった。

#### (2) 不開示情報該当性について

ワーキンググループでは，運営要領（平成25年5月10日決定）に基づき，審議の内容等を座長が適当と認める方法により公表することと

しており、具体的には、原則は公開としつつ、他方でヒアリングの参加者が非公開を望み、それに相当の理由があると考えられる場合には、非公開としている。

この点、請求対象となっている外国人家事支援人材、外国人農業支援人材の活用に関するワーキンググループについては、ヒアリングの参加者が非公開を希望し、かつ、配布資料や議事要旨には、特区における特例措置を定めるための制度設計の具体的な議論内容が含まれており、省庁間の対立事項や各省庁における最終的な意見ではない未成熟な検討内容等が記されていることから、座長の判断により、その全体を非公開とされたものである。

国家戦略特区は、いわゆる岩盤規制を改革していくものであり、今後とも反対論の根強い規制であっても、その改革に向けて議論が行われることが予定されているため、このような事情のもとで本件対象文書を公にすることは、今後、同種の特例措置を定める上で、政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある。よって法5条5号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお、仮に座長の判断により配布資料及び議事要旨の全体を非公開とされたものについて、その一部開示を含め、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、こうした観点からも不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考えます。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |             |                   |
|---|-------------|-------------------|
| ① | 平成29年11月28日 | 諮問の受理             |
| ② | 同日          | 諮問庁から理由説明書を收受     |
| ③ | 同年12月12日    | 審議                |
| ④ | 平成30年1月5日   | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年7月2日      | 本件対象文書の見分及び審議     |
| ⑥ | 同年9月18日     | 審議                |
| ⑦ | 同年10月26日    | 審議                |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求について、「国家戦略特区ワーキンググループの配布資料、議事要旨のうち非公表となっている外国人家事支援人材、外国人農業支援人材の活用に関する関係省庁からのヒアリングで配布された資料及び議事要旨（別添の一覧のうち①～⑪の番号を付けたもの）」について、当該テーマに関して開かれた①ないし⑪の各ヒアリング（国家戦略特区ワーキンググループによる関係省庁からのヒアリング）に係る配布資料及び議事要旨（本件対象文書）を特定し、その全部を法5条5号に該当するとして不開示とするとともに、ヒアリングの議事内容が分かるもの及び出席者氏名（全員）が分かるものについては、議事要旨以外に作成又は取得しておらず、保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の特定を争うとともに、本件対象文書全部の開示を求めているが、諮問庁は、不開示理由に法5条6号柱書きを追加した上で原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書全部の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

### (1) 本件対象文書の特定の妥当性について

ア 本件対象文書は、具体的には、別紙の2の①ないし⑪の各ヒアリング（その開催日等は別紙の2のとおり。）に係る各議事要旨及び各配布資料であると認められる。

イ 審査請求人は、内閣府の職員から、非公表の決定が行われた国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングの議事要旨及び議事録については作成しておらず、また、非公表の決定がなされ議事要旨の作成が行われていないものについては逐次語録は廃棄していない旨説明を受けたこと等から、③以外のヒアリングについて議事要旨は作成されておらず特定することができないこと、一方で、逐次語録など議事内容が分かるものが内閣府に存在することは明らかであり、また、出席者の情報についても内閣府内に残っている可能性が高い旨主張する。

ウ この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

(ア) 議事要旨等を公表することにより、提案者の利益が損なわれるなど国家戦略特区の運用に支障が生じるおそれがあると座長が認め、非公表を決定したヒアリングについては、議事要旨や議事録を作成しないのが原則であるが、事務処理上の必要から速記録を基に議事要旨の案を作成していたものもある。本件開示請求に係るヒアリングについては、議事要旨の案を作成していたものであり、それを請求対象文書と特定した上で、法5条5号及び6号柱書きに基づき不開示とした。このため、審査請求人の「③以外の非公表の議事要旨

は作成されておらず特定することはできない」という指摘は事実誤認である。

また、議事録及び議事要旨又は議事要旨の案ができていれば、その基となったデータは、組織的に保存・管理すべき対象と考えておらず、当該③のヒアリングに係る速記録についても議事要旨の案を作成した後廃棄しているものである。このため、審査請求人の「③についても逐次語録が内閣府に残っている可能性が高い」という主張は事実誤認である。なお、速記録や議事要旨・議事録等の基となったデータ等については、内閣府地方創生推進事務局の「標準文書保存期間基準」に記載がないものであり、保存期間1年未満の文書となる。

議事要旨以外の議事の内容が分かるものの探索範囲は、永田町合同庁舎内にある地方創生推進事務局の執務室、書庫、机であり、また、理由説明書（上記第3）に記載のとおり共有フォルダ内も探索している。

(イ) ③のヒアリングに係る議事要旨は、ヒアリング後、座長の決定で「非公表」とされたものであり、これを前提に法5条5号及び6号柱書きに基づき不開示とした。

本件開示請求後、「非公表を決定したものについても、議事要旨を作成し、制度化されたなど事情の変化によって公表できるものがあれば公表を検討すべき」という特定大臣の意向もあり、改めて座長に確認したところ、「③の議事要旨については、事情が変わっているので公表すべき」という座長の決定があったことから、③については、非公表から公表に取扱いを変えたものである。この決定を受け、質問主意書に対する特定年月日Cの答弁書において、③のヒアリングに係る議事要旨は公表と整理した。

(ウ) ③のヒアリングに係る議事要旨は、本件開示請求段階では、発言者の確認がとれていない（終了していない）「議事要旨（案）」となるが、開示請求時点において保有していた行政文書として、当該文書名の題名である「議事要旨」を使用したものであり、また、質問主意書の答弁書において公表扱いとしているのは、③のヒアリングに係る「議事要旨」につき、非公表を公表扱いに変更したものである。

エ 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書中には、①ないし⑩の各ヒアリングに係る議事要旨と題する文書が含まれていることや、当該各文書は、「首相官邸ホームページ」と題するウェブサイト（以下「首相官邸ホームページ」という。）で公表されている他の国家戦略特区ワーキンググループ省庁ヒアリングに係る議事要旨と体裁が同一で

あることなどに照らせば、本件開示請求に係るヒアリングについては、議事要旨の案を作成していたものであり、それを本件請求文書に該当する文書として特定した旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そして、逐次語録などの議事内容が分かるものが内閣府に存在するはずであり、出席者の情報についても内閣府内に存在するはずであるなどといった上記イの審査請求人の指摘に関する上記ウの諮問庁の説明についても、これを覆すに足りる特段の事情は認められず、首肯せざるを得ない。

また、上記ウで諮問庁が説明する議事要旨以外の議事の内容が分かるものの探索の方法及び範囲についても、特段の問題があるとは認められない。

したがって、内閣府地方創生推進事務局において、本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 諮問庁の説明の要旨

ア 上記第3の3(2)のとおり。

イ また、各議事要旨の個別発言部分の不開示情報該当性について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、諮問時に説明した不開示情報該当性の外に、①のヒアリングに係る議事要旨5枚目18行目ないし26行目の部分、②のヒアリングに係る議事要旨1枚目発言部分の2行目の部分及び④のヒアリングに係る議事要旨7枚目22行目ないし28行目の部分については、当該部分が含まれる議事要旨は、関係省庁による確認が未了の状態で開催がなされた文書であり、また、事務局の発言も含めて一部事実誤認も含まれているため、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法5条5号の不開示情報に該当する旨補足して説明する。

#### (2) 検討

①ないし⑪の各ヒアリングについては、議事要旨や配布資料の一部に非公開とする旨の記載がされていると認められることから、諮問庁の説明するとおり、座長の判断により議事要旨や配布資料を公表しないことを前提にヒアリングが開催されたことがうかがえるものの、法に基づく開示請求に対する判断に当たっては、そのことのみによって、当該議事要旨や配布資料の全てが当然に不開示情報に該当すると判断されるものではなく、法5条各号の規定する要件に即して、不開示情報該当性の有無を判断する必要がある。

以下、それぞれの文書について、不開示情報該当性を検討する。

ア ①ないし⑪の各ヒアリングに係る各議事要旨の不開示情報該当性について

(ア) 標記の各議事要旨には、各出席者（各発言者）の発言内容（各発言者の氏名や肩書き（以下「氏名等」という。）を含む。）のほか、議事要旨の題名、ヒアリングの日時、場所、出席者（ワーキンググループ委員、関係省庁、事務局）、議事次第等が記載されていると認められる。

(イ) ①ないし⑪の各ヒアリングに係る議事要旨について、諮問庁は、国家戦略特区における特例措置を定めるための制度設計の具体的な議論内容が含まれており、省庁間の対立事項や各省庁における最終的な意見ではない未成熟な検討内容等が記されている旨説明するところ、この説明を覆すに足りる事情は認められない。

(ウ) そうすると、ヒアリング出席者は、農業の担い手となる外国人材の就労解禁や外国人家事支援人材の活用に関して、国家戦略特区における特例措置を定めるため、具体的な検討内容に関して非公開を前提に発言しているものと推認されるところ、国家戦略特区は、いわゆる岩盤規制を改革していくものであり、今後も反対論の根強い規制であっても、その改革に向けて議論が行われることが予定されているものである（この点に関する諮問庁の説明を覆すに足りる事情はない。）ことから、上記のとおり具体的な検討内容に関して非公開を前提に発言しているとみられる部分を公にすると、今後、同種の特例措置を定める上で、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼす旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

(エ) したがって、各議事要旨のうち、各出席者の発言内容部分（下記（オ）の会議の開会や閉会の挨拶、発言者の所属省庁名や氏名等の自己紹介に係る発言、会議の進行に係る発言、会議の公開・非公開を協議、決定等する発言等の、国家戦略特区における特例措置を定めるための検討に直接関係する発言内容とはいえない部分及び下記（キ）の発言者の氏名等の部分を除く。）については、これを公にすると、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(オ) しかしながら、各議事要旨の発言内容部分のうち、会議の開会や閉会の挨拶、発言者の所属省庁名や氏名等の自己紹介に係る発言、会議の進行に係る発言、会議の公開・非公開を協議、決定等する発

言等の、国家戦略特区における特例措置を定めるための検討に直接関係する発言内容とはいえない部分（別紙の4（3）に掲げる部分）については、これらを公にしても、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれや、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるものとは認められない。

なお、上記の開会の挨拶に含まれる②のヒアリングに係る議事要旨1枚目の発言部分の2行目の部分について、諮問庁は、当該部分が含まれる議事要旨につき、一部事実誤認も含まれることから、事実関係の確認が不十分な情報を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある旨説明するが、当該発言部分に事実誤認に基づく発言があり、内容に誤りがあったとしても、その誤りは言い間違いなどの軽微な誤りにすぎないと認められるのであって、ワーキンググループの議論の過程等に影響を及ぼすほどの誤りであるとも認められないことから、これを公にしても、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとは認められない。

したがって、別紙の4（3）に掲げる部分については、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（カ）また、当審査会事務局職員をして、国家戦略特区ワーキンググループに関する情報が掲載されている首相官邸ホームページを確認させたところ、各議事要旨の発言内容部分を除いたその余の部分は、関係省庁等からのヒアリングの開催状況として、①ないし⑪の各ヒアリングの開催日、関係省庁等の名称及び提案概要（ヒアリング事項（議事））が記載されている外、首相官邸ホームページで国家戦略特区ワーキンググループ有識者名簿（ワーキンググループ委員の氏名等）についても記載されており、また、各議事要旨は、首相官邸ホームページで公表されている他の国家戦略特区ワーキンググループ省庁ヒアリングの議事要旨と同一の事項が記載されていることから、別紙の4（1）に掲げる部分を公にしても、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとも認められない。

したがって、別紙の4（1）に掲げる部分については、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（キ）さらに、各議事要旨の発言内容部分のうち、発言者の氏名等（別

紙の4(2)に掲げる部分)については、既に出席者の氏名等を上記(カ)において開示すべきと判断していることからすると、発言者の氏名等を公にしても、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず、また、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとも認められない。

したがって、別紙の4(2)に掲げる部分については、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ ①ないし⑪の各ヒアリングに係る各配布資料の不開示情報該当性について

(ア) 標記の各配布資料は、別紙の3に掲げる資料であると認められる。

(イ) ①のヒアリングに係る配布資料について

①のヒアリングに係る配布資料(11文書。以下、順に「文書1-1」ないし「文書1-11」という。)について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、関係省庁提出の2文書(文書1-1及び文書1-2)及び事務局提出の9文書(文書1-3ないし文書1-11)であると認められる。

a 関係省庁提出の文書1-1及び文書1-2について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書(資料)については、非公開を前提として提出されているものであり、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、既にみたとおり、国家戦略特区は、いわゆる岩盤規制を改革していくものであり、今後も反対論の根強い規制であっても、その改革に向けて議論が行われることが予定されているものであることから、そうした事情に、ヒアリングの内容や当該資料の内容等を併せ考えれば、標記の文書を公にすると、今後、同種の特例措置を定める上で、議論に必要な資料の提出が差し控えられることなどにより、政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある旨の諮問庁の説明についても、これを否定し難い。

したがって、標記の文書は、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b 事務局提出の文書1-3ないし文書1-6及び文書1-11について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部であっても、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあり、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明する。

そこで検討すると、当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところ、標記の文書は、首相官邸ホームページに掲載されている国家戦略特区に関する公表資料（公表資料の抜粋を含む。以下同じ。）であるとは認められず、その他、国家戦略特区に関する資料として公表されていることをうかがわせる事情も認められないことから、非公開を前提として資料が提出されている旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

そうすると、上記aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

c 事務局提出の文書1-7ないし文書1-10について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部開示を含め、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨説明する。

そこで検討すると、標記の文書について、当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところ、国家戦略特別区域諮問会議の配布資料の抜粋など、首相官邸ホームページに掲載されている国家戦略特区に関する資料や閣議決定の抜粋等の公表資料と同内容のものであると認められることから、標記の文書を公にしても、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとまでは認

められず、また、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、標記の文書は、法5条5号及び6条柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) ②のヒアリングに係る配布資料について

②のヒアリングに係る配布資料（7文書。以下、順に「文書2-1」ないし「文書2-7」という。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、関係省庁提出の5文書（文書2-2ないし文書2-6）及び事務局提出の2文書（文書2-1及び文書2-7）であると認められる。

a 関係省庁提出の文書2-2ないし文書2-6について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、非公開を前提として資料が提出されており、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b 事務局提出の文書2-1及び文書2-7について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部であっても、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨説明する。

そこで検討すると、標記の文書のうち、文書2-7については、関係省庁提出の文書1-1と同内容の文書であることから、上記（イ）aと同様の理由により、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記の文書のうち、文書2-1について、当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところによると、当該文書は、国家戦略特別区域諮問会議の配布資料を

抜粋したものであり、首相官邸ホームページに掲載されている国家戦略特区に関する公表資料の抜粋資料であると認められることから、これを公にしても、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとまでは認められず、また、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、文書2-1は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) ③のヒアリングに係る配布資料について

③のヒアリングに係る配布資料（4文書。以下、順に「文書3-1」ないし「文書3-4」という。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、いずれも事務局提出の4文書であると認められる。

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部開示を含め、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨説明する。

そこで検討すると、標記の文書について、当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところ、国家戦略特別区域諮問会議の配布資料を抜粋したものなど、全て首相官邸ホームページに掲載されている国家戦略特区に関する公表資料であると認められることから、標記の文書を公にしても、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとまでは認められず、また、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、標記の文書は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(オ) ④のヒアリングに係る配布資料について

④のヒアリングに係る配布資料（7文書。以下、順に「文書4-1」ないし「文書4-7」という。）について、当審査会事務局職

員をして諮問庁に確認させたところによると、いずれも事務局提出の文書（関係省庁提出の資料を事務局から提出した資料5文書（文書4-3ないし文書4-7）を含む。）と認められる。

a 事務局提出の文書4-1について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部開示を含め、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨説明する。

そこで検討すると、標記の文書について、当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところによると、当該文書は国家戦略特別区域諮問会議の配布資料の抜粋であって、首相官邸ホームページに掲載されている国家戦略特区に関する公表資料であると認められることから、標記の文書を公にしても、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとまでは認められず、また、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、標記の文書は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

b 事務局提出の文書4-2について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、関係省庁間で調整中のものであった旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そして、標記の文書には、農業の担い手となる外国人材の就労解禁についての論点が記載されていると認められることも併せ考えると、これを公にすると、今後、同種の特例措置を定める上で、議論に必要な意見や資料の提出が差し控えられるおそれが生じることは、否定し難い。

したがって、標記の文書を公にすると、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、その全部

が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

c 事務局提出の文書4-3ないし文書4-7について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、その回のヒアリングにおいて、参考資料として事務局から配布されたものであるが、非公開を前提として関係省庁から提出された資料であり、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(カ) ⑤のヒアリングに係る配布資料について

⑤のヒアリングに係る配布資料（9文書。以下、順に「文書5-1」ないし「文書5-9」という。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、関係省庁提出の3文書（文書5-1ないし文書5-3）及び事務局提出の6文書（文書5-4ないし文書5-9。関係省庁提出の資料を事務局で取りまとめた資料5文書を含む。）であると認められる。

a 関係省庁提出の文書5-1ないし文書5-3について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、関係省庁（作成省庁）から「本資料は協議中であり確定したものではない」として、非公開を前提として資料が提出されており、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b 事務局提出の文書5-4ないし文書5-9について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部であっても、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれ

がある旨説明する。

そこで検討すると、標記の文書のうち、文書5-5ないし文書5-9については、関係省庁提出の文書2-2ないし文書2-6（関係省庁提出資料）と同内容の文書であると認められることから、上記（イ）aと同様の理由により、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記の文書のうち、文書5-4について、当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところによると、当該文書は国家戦略特別区域諮問会議の配布資料の抜粋であって、首相官邸ホームページに掲載されている国家戦略特区に関する公表資料であると認められることから、これを公にしても、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとまでは認められず、また、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、文書5-4は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（キ）⑥のヒアリングに係る配布資料について

⑥のヒアリングに係る配布資料（5文書。以下、順に「文書6-1」ないし「文書6-5」という。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、ワーキンググループ委員提出の1文書（文書6-1）、関係省庁提出の3文書（文書6-2、文書6-4及び文書6-5）及び事務局提出の1文書（文書6-3）であると認められる。

a ワーキンググループ委員提出の文書6-1について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、議論の方向性を示すものとしてワーキンググループ委員から提出されたものである旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そして、当該文書には、外国人家事支援のルールについての方向性が記載されていると認められることから、これを公にすると、今後、同種の特例措置を定める上で、議論に必要な意見や資料の提出が差し控えられることなどにより、政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すおそれが生じることは、否定し難い。

したがって、標記の文書については、その全部が、これを公にすることにより、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあると認められることから、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b 関係省庁提出の文書6-2、文書6-4及び文書6-5について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、関係省庁（作成省庁）から関係省庁間で調整中（取扱注意）のものとして、非公開を前提として資料が提出されており、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

c 事務局提出の文書6-3について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部開示を含め、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨説明する。

そこで検討すると、標記の文書は、平成27年7月6日開催の非公表とされた国家戦略特区ワーキンググループヒアリングの概要をまとめたものであると認められることからすると、非公開を前提として当該資料が提出されており、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがあることは、否定し難い。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(ク) ⑦のヒアリングに係る配布資料について

⑦のヒアリングに係る配布資料（1文書。文書7-1）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、事

事務局提出の文書であると認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、事務局から配布されたもので、非公開を前提とした関係省庁間で調整中の資料であり、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（ケ）⑧のヒアリングに係る配布資料について

⑧のヒアリングに係る配布資料（1文書。文書8-1）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、事務局提出の文書であると認められる。

そこで、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、事務局から配布されたもので、非公開を前提とした関係省庁間で調整中の資料であり、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（コ）⑨のヒアリングに係る配布資料について

⑨のヒアリングに係る配布資料（3文書。以下、順に「文書9-1」ないし「文書9-3」という。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、事務局提出の3文書（関係省庁提出の資料を事務局で取りまとめて提出した資料1文書（文書9-1）を含む。）であると認められる。

a 事務局提出の文書9-1について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、関係省庁間で調整中のものであり、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b 事務局提出の文書9-2及び文書9-3について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮

問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたものであり、非公開を前提として資料が提出されている旨説明するところ、標記の文書には、外国人家事支援人材の活用に係る要件等についての検討段階の内容が記載されていると認められることから、非公開を前提として当該資料が提出されており、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（サ）⑩のヒアリングに係る配布資料について

⑩のヒアリングに係る配布資料（5文書。以下、順に「文書10-1」ないし「文書10-5」という。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、関係省庁提出の1文書（文書10-5）及び事務局提出の4文書（文書10-1ないし文書10-4）であると認められる。

a 関係省庁提出の文書10-5について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、非公開を前提として資料が提出されており、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、ヒアリングの内容や当該資料の内容等に照らせば、この説明は首肯できる。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b 事務局提出の文書10-1ないし文書10-3について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部であっても、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨説明する。

そこで検討すると、標記の文書について、当審査会事務局職員をしてウェブサイトである電子政府の総合窓口（e-GOV）を

確認させたところ、電子政府の総合窓口（e-GOV）に掲載されているパブリックコメントに関する公表資料であると認められることから、標記の文書を公にしても、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとは認められず、また、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、標記の文書は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

c 事務局提出の文書10-4について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、関係省庁間で調整中のものであったため、それが公開されることになれば政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある旨説明する。この点、当該資料には、検討中の内容が記載されていると認められることにも照らせば、標記の文書を公にすると、今後、同種の特例措置を定める上で、議論に必要な意見や資料の提出が差し控えられることなどにより、政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すおそれが生じることは、否定し難い。

したがって、標記の文書を公にすると、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあることと認められることから、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(シ) ⑪のヒアリングに係る配布資料について

⑪のヒアリングに係る配布資料（3文書。以下、順に「文書11-1」ないし「文書11-3」という。）について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところによると、関係省庁提出の1文書（文書11-1）及び事務局提出の2文書（文書11-2及び文書11-3）であると認められる。

a 関係省庁提出の文書11-1について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、関係省庁間で調整中のものとして、非公開を前提として資料が提出されており、これを公にすると、議論に必要な資料の提出が差し控えられるおそれがある旨説明し、この説明を覆すに足りる事情はない。

そうすると、上記（イ）aと同様の理由により、標記の文書に

については、その全部が、法5条5号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

b 事務局提出の文書11-2及び文書11-3について

当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、標記の文書（資料）については、ヒアリングの参加者から議論された内容について非公開を望まれたことから、座長において資料全体を非公開としているものであって、座長の判断により配布資料の全体を非公開とされたものについて、その一部であっても、開示することとなると、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがある旨説明する。

そこで検討すると、標記の文書について、当審査会事務局職員をして首相官邸ホームページを確認させたところによると、政令の抜粋や内閣総理大臣決定の指針であり、首相官邸ホームページに掲載されている国家戦略特区に関する公表資料に下線を引いたものにすぎないと認められることから、標記の文書を公にしても、座長を始めワーキンググループ構成員や関係省庁との信頼関係が失われ、今後のワーキンググループの運営等の事務の遂行に支障が生ずるおそれがあるとまでは認められず、また、政府部内での自由かつ達な議論に支障を及ぼし、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、標記の文書は、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

原処分の当否は、原処分の時点に存した事情に基づいて判断すべきであるが、上記第5の2（1）ウ（イ）の諮問庁の説明によると、現時点において、③のヒアリングに係る議事要旨については既に公表されており、不開示情報には該当しないと認められることから、開示することが望ましい。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その全部を法5条5号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、同条5号及び6号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることについては、内閣府地方創生推進事務局において、本件対象

文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、また、別紙の4に掲げる部分を除く部分は、同条5号に該当すると認められるので、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別紙の4に掲げる部分は、同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

## 別紙

### 1 本件請求文書

国家戦略特区ワーキンググループの配布資料，議事要旨のうち非公表となっている外国人家事支援人材，外国人農業支援人材の活用に関する関係省庁からのヒアリングで配布された資料及び議事要旨または議事内容がわかるもの，出席者氏名（全員）がわかるもの（別添の一覧のうち①～⑪の番号を付けたもの）閲覧をしたうえで必要な資料の謄写，コピーを求めたい。

### 2 本件請求文書の別添の一覧のうち①～⑪の番号を付けたもの（ヒアリングの開催日・省庁名・事項名）（これに該当する各ヒアリングに係る配布資料及び議事要旨が本件対象文書）

- ① 平成28年10月26日  
法務省，農林水産省，厚生労働省  
農業の担い手となる外国人材の就労解禁について
- ② 平成28年12月1日  
法務省，農林水産省，厚生労働省  
農業の担い手となる外国人材の就労解禁について
- ③ 平成28年12月6日  
法務省，厚生労働省，農林水産省  
外国人受入れ拡大に係る政策提言
- ④ 平成28年12月22日  
法務省，農林水産省，厚生労働省  
農業の担い手となる外国人材の就労解禁について
- ⑤ 平成29年1月27日  
法務省，農林水産省，厚生労働省  
農業の担い手となる外国人材の就労解禁について
- ⑥ 平成27年7月15日  
法務省，厚生労働省，経済産業省，内閣府  
外国人家事支援人材の活用
- ⑦ 平成27年7月24日  
法務省，厚生労働省，経済産業省，内閣府  
外国人家事支援人材の活用
- ⑧ 平成27年7月31日  
法務省，厚生労働省，経済産業省，内閣府  
外国人家事支援人材の活用
- ⑨ 平成27年8月7日  
法務省，厚生労働省，経済産業省，内閣府

外国人家事支援人材の活用

- ⑩ 平成27年8月28日  
法務省，厚生労働省，経済産業省，内閣府  
外国人家事支援人材の活用
- ⑪ 平成27年10月2日  
法務省，厚生労働省，経済産業省，内閣府  
外国人家事支援人材の活用について

3 上記2の①ないし⑪の各ヒアリングに係る各配布資料

- (1) ①のヒアリングに係る配布資料 文書1-1ないし文書1-11
- (2) ②のヒアリングに係る配布資料 文書2-1ないし文書2-7
- (3) ③のヒアリングに係る配布資料 文書3-1ないし文書3-4
- (4) ④のヒアリングに係る配布資料 文書4-1ないし文書4-7
- (5) ⑤のヒアリングに係る配布資料 文書5-1ないし文書5-9
- (6) ⑥のヒアリングに係る配布資料 文書6-1ないし文書6-5
- (7) ⑦のヒアリングに係る配布資料 文書7-1
- (8) ⑧のヒアリングに係る配布資料 文書8-1
- (9) ⑨のヒアリングに係る配布資料 文書9-1ないし文書9-3
- (10) ⑩のヒアリングに係る配布資料 文書10-1ないし文書10-5
- (11) ⑪のヒアリングに係る配布資料 文書11-1ないし文書11-3

4 開示すべき部分

- (1) ①ないし⑪のヒアリングに係る各議事要旨の発言内容部分以外の部分
- (2) ①ないし⑪のヒアリングに係る各議事要旨の発言内容部分の発言者の氏名等の部分
- (3) ①ないし⑪のヒアリングに係る各議事要旨の発言内容部分の以下の部分  
(発言者の氏名等を除く。)

議事要旨	開示すべき部分（便宜上，発言者の氏名等を含む。）
①のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし2枚目7行目，34行目及び35行目，4枚目20行目ないし22行目並びに5枚目36行目ないし6枚目2行目
②のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし12行目，4枚目12行目並びに9枚目9行目，10行目及び23行目
③のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし11行目，5枚目14行目及び30行目並びに9枚目15行目ないし20行目

④のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし3行目，2枚目4行目ないし6行目，4枚目32行目及び33行目，7枚目8行目及び21行目並びに8枚目9行目
⑤のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし2枚目10行目，3枚目28行目ないし30行目及び33行目，6枚目10行目並びに9枚目5行目ないし7行目
⑥のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし2枚目7行目及び29行目，3枚目23行目ないし25行目，4枚目14行目ないし29行目，6枚目29行目，8枚目4行目及び36行目，10枚目27行目，12枚目5行目，15枚目7行目，18行目及び29行目並びに16枚目12行目，19行目及び20行目
⑦のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし2枚目13行目，27行目，28行目及び30行目1文字目ないし30文字目，3枚目11行目，5枚目33行目ないし35行目，10枚目33行目並びに11枚目13行目，22行目及び23行目
⑧のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし2枚目14行目，22行目及び23行目，6枚目14行目及び15行目，7枚目10行目，8枚目14行目，9枚目3行目及び20行目並びに11枚目25行目ないし29行目
⑨のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし2枚目2行目及び6行目ないし8行目6文字目，3枚目6行目1文字目ないし12文字目及び24行目並びに7枚目25行目
⑩のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし2枚目3行目，3枚目19行目，20行目，28行目及び34行目並びに4枚目23行目及び31行目
⑪のヒアリングに係るもの	発言内容部分の1枚目1行目ないし2枚目2行目，6枚目27行目ないし29行目，10枚目16行目並びに12枚目29行目ないし31行目

(注) 発言内容部分の枚数及び行数の数え方については，各議事要旨の発言内容部分の最初の行を1枚目1行目として数える。

(4) 以下のヒアリングに係る配布資料の全部

文書1-7ないし文書1-10，文書2-1，文書3-1ないし文書3-4，文書4-1，文書5-4，文書10-1ないし文書10-3，文書11-2及び文書11-3